はじめに

このアーカイブは、旧ＲＤ最終処分場問題「(以下「ＲＤ問題」といいます。）について、住民・市・県がともに事実関係の整理やこれまでの対応の振り返りを行い、記録として取りまとめるとともに、廃棄物不適正処理の再発防止につなげることを目的として作成したものです。

ＲＤ問題とは、旧アール・ディエンジニアリング社（平成 26 年（2014 年）に破産・消滅。以下「旧ＲＤ社」といいます。）が栗東市小野地先に設置した産業廃棄物の安定型最終処分場（以下「旧処分場」といいます。）において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」といいます。）に定める産業廃棄物の処理基準に違反して許可品目以外の廃棄物の埋立処分や処分場内を深掘りして許可容量を超える廃棄物を埋め立てる等の不適正処分が行われたことにより、高濃度の硫化水素の発生や地下水の汚染等の、周辺住民の生活環境保全上の支障およびそのおそれ（以下「生活環境保全上の支障等」といいます。）が発生した問題です。

旧処分場では、平成６年（1994 年）頃から焼却施設によるばい煙・ばいじんに対する苦情が県に寄せられたほか、平成 10 年（1998 年）に旧処分場内に設置が計画されたガス化溶融炉に対し大規模な反対運動が起こりました。また、平成 11 年（1999 年）10 月に処分場東側の排水溝で 50ppm を超える硫化水素ガス（無色、腐卵臭があり高濃度で有毒性のある気体。詳細は 39 ページ。）が検出されるとともに、汚染された浸透水による地下水汚染等が問題となるなど、様々な問題が発生しました。県は改善命令を発し、旧ＲＤ社に是正工事を完了させましたが、その後、違法なドラム缶等の埋立てが発覚しました。

県はこれらの除去および適正処理を含む措置命令を発しましたが、この措置命令は履行されないまま、平成 18 年（2006 年）６月に旧ＲＤ社の破産手続の開始が決定され、同社による対応が見込めなくなりました。そこで、周辺地下水の汚染その他の生活環境保全上の支障等を除去するため、県が行政代執行により対策を講ずることとなりました。

県では、周辺自治会と協定を締結し、また特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成 15 年法律第 98 号。以下「産廃特措法」といいます。）に基づく国の財政措置を受けて、平成 24 年（2012 年）に地下水汚染の拡散防止を目的とした一次対策工事に着手し、平成 25 年（2013 年）３月には一次対策工事を完了したうえで有害物質の掘削除去や底面粘土層の修復と側面に露出した地下水帯水層の遮水等の二次対策工事に着手し、令和３年（2021 年）２月末に工事を完了しました。

ＲＤ問題においては、初期段階から何度も周辺住民が県に通報や苦情を寄せていたにもかかわらず、県の対応が十分でなく、県と周辺住民や住民団体がしっかりと連携して取り組むことができなかった経過があります。また、県が対策工法を検討するに当たっても、周辺住民とのコミュニケーションが十分ではありませんでした。

こうした経緯を経て、周辺自治会・栗東市・滋賀県では平成 22 年4月から「周辺自治会の皆さんとの話し合い」をスタートし、旧処分場に関する県の対応について話し合ってきたほか、平成 25 年（2013 年）に旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会を設置し、二次対策工事の具体的方法等について情報を共有して意見を交換してきました。また、令和２年度（2020 年度）からは、このアーカイブの作成に向けて、ＲＤ問題についての事実関係の整理やこれまでの対応の振り返りを行ってきました。

このアーカイブの作成を機に、旧ＲＤ社を十分指導監督できなかった県の組織としての対応の不足や、県と地元との連携を密にした対応が不十分であったことを改めて反省するとともに、住民・市・県それぞれがＲＤ問題の教訓を後世に伝えることにより、同様の事案の再発防止につながることを期待します。

ＲＤ問題の経過（概要）

昭和 54 年（1979 年）12 月	旧ＲＤ社が旧処分場における産業廃棄物の最終処分業について県から許可を取得
平成 10 年（1998 年）５月	旧ＲＤ社が旧処分場における産業廃棄物の最終処分業を廃止
平成 11 年（1999 年）10 月	旧処分場内（排水管）で硫化水素（50ppm）を検出
平成 12 年（2000 年）１月	旧処分場ボーリング坑内（地下９ｍの地点）で硫化水素（15,200ppm）を検出
平成 12 年（2000 年）７月	旧処分場内（地下２ｍの地点）で硫化水素（22,000ppm）を検出
平成 13 年（2001 年）12 月	県が旧ＲＤ社に４項目の改善命令を発出
平成 17 年（2005 年）９月	旧処分場の掘削調査でドラム缶５本を発見
平成 18 年（2006 年）４月	県が旧ＲＤ社に支障の除去等に係る措置命令を発出
平成 18 年（2006 年）６月	旧ＲＤ社の破産手続開始（平成 26 年（2014 年）３月に法人格消滅）
平成 22 年（2010 年）１月	県が緊急対策に着手（同年８月に完了）
平成 23 年（2011 年）11 月	周辺自治会と県が一次対策工事に係る協定を締結
平成 24 年（2012 年）６月	県が産廃特措法に基づき環境大臣の同意を得て実施計画を策定
平成 24 年（2012 年）８月	県が一次対策に着手（翌年３月に完了）
平成 24 年（2012 年）10 月	周辺の自治会と県が二次対策工事に係る協定を締結
平成 25 年（2013 年）５月	第１回旧ＲＤ最終処分場問題連絡協議会を開催
平成 25 年（2013 年）12 月	県が二次対策に着手（令和３年（2021 年）２月に工事が完了）
令和５年 （2023 年）３月	産廃特措法に基づく実施計画で定めた目標の達成を確認 県による二次対策が完了
令和５年 （2023 年）４月～	県による旧処分場周辺環境モニタリング等を継続

【本アーカイブにおける記載・用語について】

○　過去の法令や、その時点において一般的に使われていた用語を用いている箇所があります。（現在の法令の規定や一般的な用語とは異なる場合があります。）

○　以下の用語については、実際の名称が異なる場合も含め、記載を統一しています。

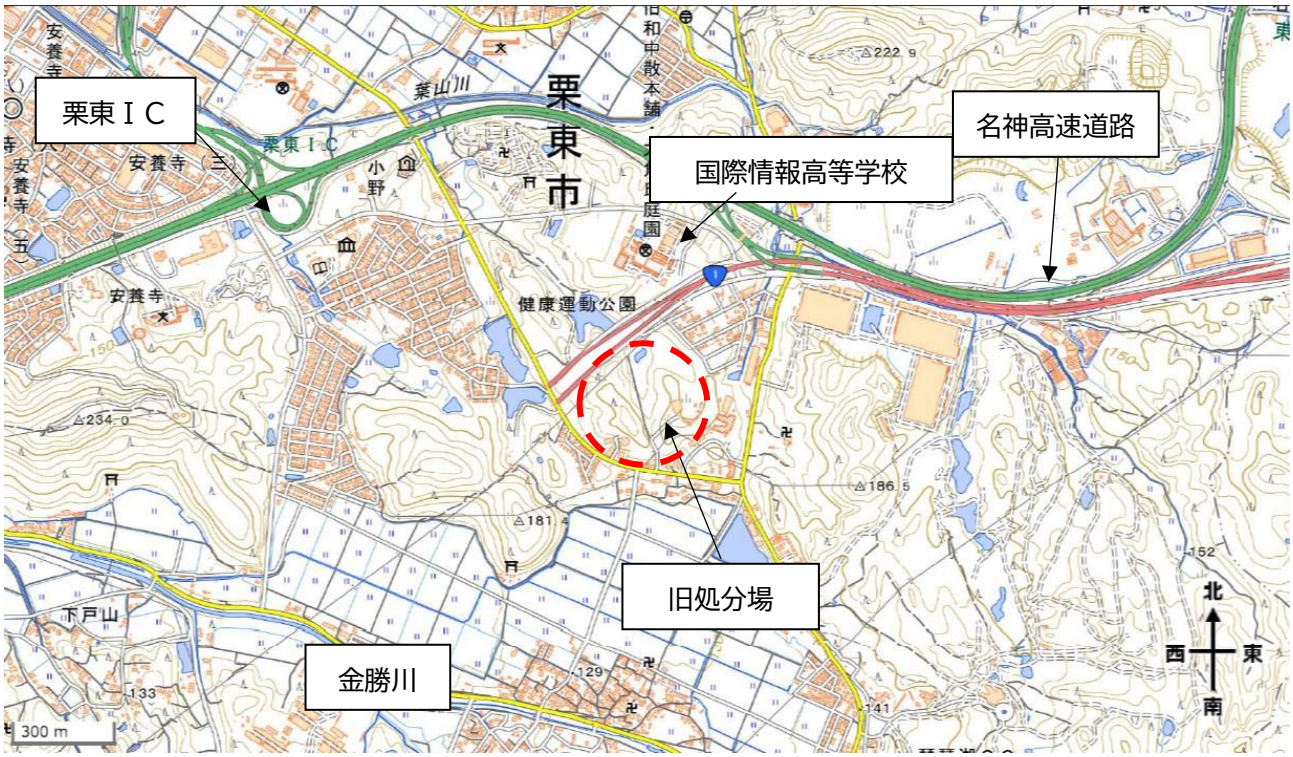
・　旧アール・ディエンジニアリング社（昭和 57 年(1982 年)７月 13 日の法人化までは個人事業であり、法人化後平成元年（1989 年）７月 14 日までの商号は「佐野産業株式会社」）は、法人化前および社名変更前を含めて「旧ＲＤ社」と記載しています。

・　自治会・行政区等については、実際の名称にかかわらず「自治会」と記載しています。

・　栗東町（平成 13 年 10 月１日市制に移行）は、固有名詞に「栗東町」と含まれたものおよび引用箇所を除き、全て「栗東市」と記載しています。

○　県および県が設置した機関が作成した文書については、引用に当たって上記のとおり用語を改めている場合があります。

【旧処分場位置図】



【旧処分場全景（平成 10 年航空写真）】

